

## 議第33号

**滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

**滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例（平成11年滋賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、」を削り、「を視覚障害者」を「（点字刊行物、録音物その他各種情報を記録した物であって、視覚障害者等の利用に供するために作成されたものまたは視覚障害者等の利用に適したものをいう。次条および第4条において同じ。）を視覚障害者等」に改める。

第2条第1号中「視覚障害者用の点字刊行物（録音物を含む。以下同じ。）」を「点字刊行物等」に改め、「閲覧」の右に「その他の利用」を加え、同条第2号中「視覚障害者用の点字刊行物」を「点字刊行物等」に改める。

第4条の見出しを「（使用料）」に改め、同条中「点字刊行物の閲覧」を「点字刊行物等の閲覧その他の利用」に改める。

**付 則**

この条例は、令和4年4月1日から施行する。